

第 7 回

熊本県議会

# 教育警察常任委員会会議記録

平成29年3月13日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成29年3月13日(月曜日)

午前9時59分開議

午後0時32分閉会

本日の会議に付した事件

議案第33号 平成29年度熊本県一般会計予算

議案第37号 平成29年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

議案第41号 平成29年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

議案第69号 熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 財産の無償貸付けについて

議案第78号 権利の放棄について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

出席委員(8人)

委員 長 瀧 上 陽 一  
副委員 長 橋 口 海 平  
委員 山 本 秀 久  
委員 城 下 広 作  
委員 松 田 三 郎  
委員 森 浩 二

委員 岩 田 智 子

委員 大 平 雄 一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 宮 尾 千加子

教育理事 金 子 徳 政

教育総務局長 青 木 政 俊

教育指導局長 越 猪 浩 樹

教育政策課長 田 村 真 一

首席審議員兼学校人事課長 國 武 慎一郎

社会教育課長 河 村 雅 之

文化課長 平 井 貴

施設課長 西 川 哲 治

高校教育課長 牛 田 卓 也

政策監兼高校整備推進室長 手 島 和 生

義務教育課長 坂 梨 光 一

特別支援教育課長 藤 田 泰 資

人権同和教育課長 古 澤 広 義

体育保健課長 平 田 浩 一

警察本部

本部長 後 藤 和 宏

警務部長 森 川 武

生活安全部長 甲 斐 利 美

刑事部長 吉 長 立 志

交通部長 奥 田 隆 久

警備部長 中 島 恵 一

首席監察官 松 岡 範 俊

参事官兼警務課長 熊 川 誠 吾

参事官兼会計課長 木 村 浩 憲

理事官兼総務課長 今 村 光 宏

参事官兼生活安全企画課長 田 中 哲 浩

参事官兼刑事企画課長 杉 村 武 治

参事官兼交通企画課長 田 中 亨

参事官兼警備第一課長 原 秀 二

交通規制課長 森 教 烈

事務局職員出席者

議事課主幹 黒 岩 雅 樹  
政務調査課主幹 濱 邊 誠 治

午前9時59分開議

○淵上陽一委員長 おはようございます。

ただいまから、第7回教育警察常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について、警察本部、教育委員会の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、警察本部から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

○後藤警察本部長 委員の皆様には、この1年間、熊本地震への対応を初めとした警察行政の各般にわたりまして、深い御理解と温かい御支援をいただいたことに対しまして、まづもって厚く御礼を申し上げます。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

まず、第33号議案平成29年度熊本県一般会計予算でございますが、警察本部の平成29年度当初予算額の総額は、391億7,700万円余となります。

主な事業といたしましては、復旧・復興過程におけるさまざまなトラブルや犯罪を未然に防ぐための被災地防犯アドバイザーの増員配置、警察署再編計画に基づく熊本北合志警察署や氷川機動センターの整備、地域防災の拠点化に向けた阿蘇警察署の移転、建てかえ

に伴う設計委託、事件、事故や災害に迅速かつ的確に対応するための熊本県警察統合地理情報システム構築に向けた設計委託、円滑な交通環境を確立するための交通安全施設整備などでございます。

次に、第71号議案でございますが、熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これは、氷川警察署の八代警察署への統合、熊本北警察署の名称の熊本中央警察署への変更、熊本北合志警察署の新設、熊本南警察署及び宇城警察署の管轄区域の変更を行うものでございます。

次に、第72号議案熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例でございますが、これは、警察法施行令の一部改正により、地方警察官の定員の基準が改められることに伴い、警察職員の定数を改正するものであります。

次に、第73号議案、熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これは、警察職員の特殊勤務手当の額の見直しに伴い、関係規定を整備するものであります。

最後に、第74号議案財産の無償貸し付けでございますが、これは、民間資金の活用により警察職員の住宅を整備、運営するため、事業者に対し、住宅用地を無償で貸し付けるものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○淵上陽一委員長 次に、担当課長等から説明をお願いします。

○木村会計課長 予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の説明資料で御説明をいたします。

第33号議案平成29年度熊本県一般会計予算

についてでございます。

まず、ページをめくっていただき、8ページ末尾の警察費及び災害復旧費をごらんください。

本年度の欄に記載しておりますとおり、警察本部合計は391億7,731万4,000円となり、前年度、これは6月補正予算と9月補正予算において肉づけ計上されたものを含む額でございますが、この9月補正後と比較しますと、13億1,556万8,000円の増額、率にして3.5%の増となっております。これは、熊本北合志警察署の整備に伴う庁舎建設工事費が16億6,200万円ほど増額していることが主な要因となっております。

それでは、1ページに戻っていただきまして、内容について御説明いたします。

まず、上段の公安委員会費、本年度の1,149万1,000円は、右の説明欄のとおり、公安委員の報酬と委員や職員の旅費などの運営費でございます。

次に、下段の警察本部費の本年度の302億4,999万7,000円は、職員の給与や業務管理など、職員の設置に必要な経費でございます。

説明欄の主な項目について御説明させていただきます。

まず、番号1の職員給与費266億4,339万1,000円は、職員の給料や諸手当、機動隊員の警備出動に係る時間外勤務手当でございます。

番号2の退職手当20億1,382万9,000円は、定年、勸奨、自己都合などによる退職見込み人数134人分の退職手当でございます。

番号3は、警察一般管理費として12億2,020万7,000円をお願いしております。

(1)は、平成29年度政府予算案として地方警察官の増員が閣議決定され、本県に対し15人の増員が容認されたことに伴う職員の設置に要する経費でございます。

次の(2)から(6)については、職員の赴任旅費や制服の整備費、非常勤職員の雇用、各種

広報活動等に要する経費でございます。

2ページをお願いします。

(7)から(9)については、消耗品費や庁舎光熱水費、行政文書の管理、印刷費など、警察署の運営に要する経費、(10)は、職員の健康診断や公務災害補償、警察官の職務に協力した者に対する遺族年金等の給付など、職員の福利厚生関係に要する経費、(11)は、警察情報や個人情報の保護などセキュリティの確保や、機器の維持管理など情報ネットワークの運営に要する経費でございます。

番号4は、職員の中学生以下の子に対する児童手当の支給に要する経費でございます。

次に、下段の装備費をごらんください。

災害用資機材の整備や車両等の警察装備品の維持管理に要する経費で4億8,122万円をお願いしております。

番号1の(1)は、災害の発生に備えた警察本部総合指揮室の維持管理費、被災者の救助訓練など危機管理対策に要する経費でございます。

(2)から(4)については、警察装備品、車両、船舶、ヘリコプターの維持管理などに要する経費でございます。

ヘリコプターにつきましては、今年度、国の補正予算において更新整備費が盛り込まれたことに伴い、平成30年度のヘリコプター機体の更新整備に備え、操縦訓練経費もお願いしております。

3ページをお願いします。

警察施設費の本年度の33億5,632万6,000円は、警察施設の整備や維持管理に必要な経費でございます。

説明欄番号1は、警察施設維持費で8億2,604万1,000円をお願いしております。

これは、警察本部庁舎や警察署、運転免許センターなど、警察施設の維持管理に要する経費や、県庁舎設備更新計画に基づく無停電電源装置の改修工事費等でございます。

次に、番号2の警察施設整備費で25億

3,028万5,000円をお願いしております。

(1)と(2)は、警察署再編計画に基づく事業でございます。

まず、(1)の熊本北合志警察署整備事業につきましては、平成30年4月の運用開始に向け、引き続き庁舎建設を進めてまいります。

(2)の氷川機動センター整備事業につきましては、本年10月の移転に向け、引き続き庁舎建設工事を進めてまいります。

また、これら警察署再編に伴う備品整備や移転、各種システム改修等に要する経費を(4)でお願いしております。

次に、(3)は、阿蘇警察署の移転に伴う警察署庁舎の設計委託等に要する経費でございます。

平成30年度から31年度の2カ年で庁舎建設工事を行い、平成32年春の運用開始を目指してまいります。

(5)は、熊本県総合防災航空センター(仮称)の設置に伴い必要となる備品等の整備費や、現在の警察航空隊庁舎の解体に要する経費などでございます。

(6)は、警察施設の整備に要する経費をお願いしております。

大津警察署光の森交番(仮称)は、熊本北合志警察署の運用開始に伴う管轄区域の見直しに合わせて、新たに菊陽町光の森地区に交番を新築するものでございます。

このほか、老朽・狭隘化の著しい熊本北警察署味噌天神交番の移転のための用地購入などを行うこととしております。

次の(7)は、アスベストなどの有害物質の含有調査を行うもので、(8)は、民間からの宿舍借り上げに要する経費でございます。

4ページをお願いします。

上段の運転免許費の本年度の10億3,135万5,000円は、運転免許行政の運営に必要な経費でございます。

説明欄番号1は、自動車運転免許費で9億8,597万円をお願いしております。

(1)は、認知症等の疑いのある方の早期発見、高齢者やその御家族等に対する専門相談などを行うため、引き続き運転免許センターに看護師等3人を配置することとしております。

(2)は、高齢運転者に係る交通事故の現状や、高齢の免許保有者が今後さらに増加する見込みであることなどから、高齢運転者対策の推進を図るため、道路交通法が改正され、今年12日から施行されたことを受け、新たに運転免許センターで高齢者講習を開始することに伴い、講習用機材を購入する経費などをお願いしております。

(3)は、運転免許管理システムの維持管理に必要な経費でございます。

(4)は、道路交通法に規定されている各種講習の業務委託に要する経費でございます。

番号2の自動車運転免許試験費では、運転免許試験車両の維持経費、取り消し処分者講習を実施するための運営経費など4,538万5,000円をお願いしております。

次に、下段の恩給及び退職年金費の本年度の5,057万2,000円は、昭和37年11月30日以前に退職した警察職員とその遺族に対し、恩給法に基づき支給する恩給と扶助料でございます。

5ページをお願いします。

警察活動費の本年度の39億3,298万5,000円は、県警察各部門の運営や交通安全施設の整備に必要な経費でございます。

番号1の一般警察運営費で6億1,435万6,000円をお願いしております。

(1)では、平成27年6月から業務を開始しております性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、ゆあさいどくまもとの運営に要する経費として2,175万4,000円をお願いしております。

(2)は、犯罪被害者を支援するための事業費で、犯罪被害者等に対するカウンセリング費用の公費負担制度を新たに盛り込んでおり

ます。

(3)は、被留置者の食糧費など、留置施設の運用に要する経費等でございます。

(4)と(5)は、職員の能力向上に要する経費や警察活動等に必要な基本的経費でございます。

次に、番号2の総合治安対策費で1億4,970万4,000円をお願いしております。

(1)は、熊本地震からの復旧、復興に向けた総合治安対策の推進に要する経費でございます。

まず、被災地防犯アドバイザーについては、昨年9月から、4人の警察官OBによる体制で被災自治体等への助言活動や被災者からの相談受理等を実施しておりますが、平成29年度は6人体制とし、被災地域の安全で安心して暮らせる社会の早期実現を図ってまいります。

また、災害対処能力向上のため、災害活動への備えに重点を置いた装備資機材の高度化や、九州各県警察や自衛隊、消防等が集結した合同訓練を実施する経費をお願いしております。

(2)は、災害、事件、事故等、各種治安事象に迅速、的確に対応するための総合地理情報システム(G I S)の構築に要する経費でございます。

平成31年度に本格導入することを目指し、平成28年度の基本調査を踏まえ、詳細設計を行うこととしております。

(3)は、高齢者の交通事故や振り込め詐欺などの県民生活を脅かす犯罪を未然に防止するため、警察官OBの非常勤職員と民間業者の合計24人体制による通称ひまわり隊を結成して、戸別訪問や声かけなどの街頭指導、地域の集会での防犯講話などを行っているもので、平成28年度に続き2年目となる事業でございます。

6ページをお願いします。

(4)は、特殊詐欺の根絶に向けた取り組み

を強化するための被害防止活動に要する経費や検挙活動を強化するための電話分析関連システムに要する経費、(5)は、危険ドラッグ等の薬物対策に要する経費、(6)は、テロ防止のための広報啓発活動等に要する経費でございます。

次に、番号3の生活安全警察運営費で1億225万1,000円をお願いしております。

(1)は、ストーカー行為やDVの被害を防止するための経費で、ストーカー行為等をした者を更正させるための精神医学的、心理学的なカウンセリングや、被害者対策用防犯カメラの設置委託などを行うものでございます。

(2)は、サイバー犯罪の被害防止や検挙に向けた諸対策を推進するための解析資機材のネットワーク整備費や捜査能力向上のための共用経費などでございます。

(3)は、ボランティア団体等の活動を支援するための経費と、地域住民の要望や困り事に対処するため、豊富な経験を有する警察官OBを警察安全相談員として任用する経費でございます。

(4)は、少年の非行防止と保護対策を総合的に推進するための経費で、少年の問題行動等への対応や巡回指導活動等を行うため、警察官OBをスクールサポーターとして任用し、平成29年度は、被災児童生徒への対応を強化するため、1名を増員することとしております。

(5)は、産業廃棄物の不法投棄など、環境犯罪の根絶に要する経費、(6)は、風俗営業や警備業など、生活安全警察に係る許認可事務の業務委託などに要する経費でございます。

次に、番号4の地域警察運営費で4億5,177万7,000円をお願いしております。

(1)は、駐在所の運営に協力していただく駐在所員の配偶者に対する報償費や、交番、駐在所機能を充実強化するための交番相談員

の任用経費などで、(2)は、110番センターの運営に要する経費でございます。

次に、番号5の刑事警察運営費で3億9,283万円をお願いしております。

(1)は、取り調べや犯罪捜査の適正化対策等に要する経費でございます。

これは、刑事訴訟法の改正に伴い、裁判員裁判対象事件を取り調べる場合には、全過程の録音、録画が義務づけられることになったため、警察署の取調室に録音・録画装置を整備するものでございます。

7ページをお願いします。

(2)は、県民生活を脅かす犯罪を取り締まるための経費で、各種捜査支援システムの維持管理費や重要凶悪事件など各種捜査活動に要する経費、暴力団の壊滅に向けた検挙活動等に要する経費でございます。

(3)は、外国人犯罪捜査体制を充実させるための海外語学研修に要する経費、(4)と(5)は、犯罪鑑識に必要な資機材及びシステムの整備に要する経費や、科学捜査研究所において使用する鑑定用資機材の維持管理費、研究員の研修経費などでございます。

次に、番号6の交通警察運営費で9億2,262万9,000円をお願いしております。

(1)の交通の安全と円滑の確保は、交通安全教育、交通指導取り締まり、交通事故捜査、違法駐車対策などに要する経費や、信号機電気料など円滑な交通管制に要する経費でございます。

(2)は、自動車保有関係ワンストップサービスシステムの導入に向けたシステム改修等に要する経費でございます。

これは、自動車ユーザーが行う手続の簡素化や負担軽減を図るため、警察への車庫証明書の申請、運輸支局への検査登録の申請、県税事務所への自動車諸税の納付をオンラインで一括して行うことができるシステムで、平成30年7月の運用開始を目指してまいります。

(3)は、道路交通法に規定された安全運転管理者等講習など、交通警察に係る許認可事務の業務委託などに要する経費でございます。

次に、番号7の交通安全施設費で12億9,943万8,000円をお願いしております。

安全で円滑な交通環境を確立するため、道路の新設、改良や通学路対策などに必要な信号機の新設、更新時期を迎えた信号機の制御機や柱の更新、災害時等の停電に備えた信号機電源付加装置の設置などの整備を進めることとしています。

ここまで、警察費として、合計391億1,394万6,000円をお願いしております。

8ページをお願いします。

災害復旧費でございます。

上段の警察施設災害復旧費で3,982万8,000円をお願いしております。

熊本地震で被災した警察施設の復旧に要する経費で、小国警察署赤馬場駐在所の移転建てかえ工事等を行うものでございます。

次に、2段目の交通安全施設災害復旧費で2,354万円をお願いしております。

同じく、熊本地震で被災した信号柱の建てかえに要する経費でございます。

災害復旧費は、合計6,336万8,000円でございます。

以上、御審議のほどをよろしく願いいたします。

○熊川警務課長 警務課でございます。

警察本部から提案しております3つの条例案について御説明いたします。

まず、第71号議案熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料は、9ページから16ページとなります。

今回の改正は、平成25年12月に策定、公表しました警察署再編計画に基づきまして、氷

川警察署と八代警察署の統合、熊本北警察署の熊本中央警察署への名称変更、熊本市北区に設置する新たな警察署、熊本北合志警察署の設置、熊本市南区域城南町を管轄する警察署を宇城警察署から熊本南警察署への変更、以上の4つのものを実現するためのものがございます。

施行日は、氷川警察署と八代警察署の統合を平成29年4月1日、熊本北警察署の熊本中央警察署への名称変更を平成29年10月1日、熊本北合志警察署の設置及び熊本市南区域城南町を管轄する警察署の変更を平成30年4月1日としております。

続きまして、第72号議案熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料は、17ページから20ページとなります。

今回の改正は、警察官15人の増員を実現するため、この条例において定められている警察官の定数を3,092人から3,107人に改めるものがございます。

階級別の定数については、資料18ページの条例案の概要の中の3の(1)の表でお示ししているとおりです。

警視の階級が1人ふえ、113から114に、警部の階級枠が1人ふえ、236から237に、巡査部長を含めたところの警部補の階級枠が9人ふえ、1,801から1,810へ、巡査の階級枠が4人ふえ、942から946となります。

施行日については、平成29年4月1日としております。

続きまして、第73号議案熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料は、21ページから25ページとなります。

今回の改正は、夜間における交通捜査作業に対する手当額の加算を行うものであります。

交通捜査作業手当は、職員が人身交通事故の捜査、暴走族の取り締まり、飲酒運転取り締まり等の業務に従事した場合に支給されるものですが、これらの業務を視認性の低い夜間の時間帯に行う場合には、より危険性や困難性が高まることから、手当額の加算を規定するものがございます。

施行日については、平成29年4月1日としております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○木村会計課長 第74号議案財産の無償貸付けについて御説明をいたします。

本件は、老朽化が著しい独身用職員住宅を現地で建てかえ、整備するものですが、民間事業者において、解体、建設及び維持管理の全てを行うこととしており、事業者であります積和不動産九州株式会社熊本営業所に対しまして、県有地を無償で貸し付けるものであります。

なお、県有地の貸付期間は、平成29年4月から平成59年3月までの30年間を予定しております。

また、建物につきましては、平成29年4月から解体及び新築工事を行い、平成30年2月の完成を予定しております。その後、平成59年3月までの約29年間、事業者において職員住宅の管理運営を行い、それを県警が一括して借り上げることとしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○淵上陽一委員長 それでは、続いて教育委員会から説明をお願いします。

初めに、宮尾教育長。

○宮尾教育長 議案の説明に先立ちまして、委員の皆様方、また、県民の皆様方におわびを申し上げます。

今月9日、県立学校教職員による飲酒運転事案と体罰事案、計2件につきまして、懲戒処分を行いました。

飲酒運転事案は、昨年12月に飲酒運転で人身事故を起こしたとして現行犯逮捕されたものであり、懲戒免職処分を行いました。また、体罰事案につきましては、戒告処分としております。

いずれも教育公務員としては決して許されない行為でございまして、学校及び学校教育の信頼回復に向け、組織を挙げて教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保に取り組んでまいります。申しわけありません。

なお、一言お礼を申し上げます。

淵上委員長、また、橋口副委員長を初め委員の皆様方におかれましては、この1年間、熊本地震の対応を初め、教育行政全般にわたりまして、本当に御指導、御助言をいただき、ありがとうございました。

ここから、済みません、座らせていただきます。

熊本地震からの復旧、復興は道半ばでございしますが、熊本復旧・復興4カ年戦略に基づきまして、学校施設の復旧や児童生徒の心のケアなど、子供たちが安心して学業に取り組める教育環境の充実、確保を図っていくとともに、熊本城を初めとした被災文化財の復旧やスポーツ施設の復旧などを進めてまいります。

それでは、今回提案しております教育委員会関係の議案の概要につきまして御説明させていただきます。

まず、平成29年度当初予算につきまして、第33号議案平成29年度熊本県一般会計予算、第37号議案平成29年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算、第41号議案平成29年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算におきまして、総額1,286億9,400万円余をお願いしております。

以下、予算の主な内容について御説明させ

ていただきます。

まず、文化財災害復旧事業につきましては、被災文化財の早期復旧と適切な保存のため、経済界等の寄附金を原資とした平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金を活用し、現行の補助制度を活用してもなお残る民間所有者負担を軽減いたします。

次に、県立学校施設災害復旧事業につきましては、熊本地震で被災し、特に被害が甚大でありました熊本高校の改修工事及び第二高校の改築工事を行います。

次に、コミュニティ・スクールの推進事業につきましては、熊本地震の経験を踏まえ、地域との連携を強化するため、県立学校へのコミュニティ・スクールの導入を推進いたします。

次に、くまもと未来への復興人材育成事業につきましては、専門高校の工業、農業、商業、家庭、福祉の各分野で、専門性を生かした支援について被災地で学び、今後の復興に貢献する人材を育成いたします。

次に、校舎新・増改築事業につきましては、県立高等学校施設の安全性を確保し、機能向上を図るため、老朽化した施設の改築等に計画的に取り組むべく、熊本工業高校の実習棟改築事業に着手いたします。

次に、特別支援教育環境整備事業につきましては、急増する知的障害のある生徒の受け入れ環境を整備するため、旧氷川高校に、仮称でございしますが、県南高等支援学校を整備し、平成33年度の開校を目指します。

次に、債務負担行為の設定でございします。

仮称でございしますが、東部支援学校整備事業など5件について、債務負担行為を設定するものでございします。

続きまして、条例等議案でございしますが、議案第69号につきましては、熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正に係るものでございします。

次に、議案第70号につきましては、熊本県

市町村立学校職員の給与に関する条例等の一部改正に係るものでございます。

また、議案第78号につきましては、熊本県育英資金貸与金債権の放棄に係るものでございます。

以上が今議会に提案申し上げております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○淵上陽一委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○田村教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

上段の教育委員会費でございますが、1,042万4,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1、委員報酬、(1)の教育委員会委員報酬等は、教育委員5人の報酬でございます。

2の委員会運営費、(1)の運営費につきましては、教育委員会の運営費でございます。

下段の事務局費でございますが、4億4,475万3,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1、事務局運営費等、(1)の熊本県教育情報化推進事業は、県立学校の生徒用授業用パソコンのリースなど、学校における教育の情報化の推進に要する経費でございます。

(3)の県立学校校務情報化推進事業は、県立学校で教職員が使用します校務用パソコンのリースなどに要する経費でございます。

(4)の熊本地震被災生徒就学支援事業は、熊本地震で被災しました公立専修学校生徒に授業料等の減免を行う市に対する助成に要する経費でございます。

(5)の熊本地震に係る都道府県派遣職員関

係経費につきましては、熊本地震に伴い、他都道府県から県教育委員会事務局への派遣職員の受け入れに要する経費でございます。

なお、事務局費につきましては、本年度予算と比較して約3,800万円余の増となっておりますが、これは(3)の県立学校校務情報化推進事業で、これまで備品として整備しておりましたパソコンが耐用年数を経過したため、リースに切りかえることに伴い、パソコンのリース費用等が増加したことによるものでございます。

3ページをお願いいたします。

上段の教職員人事費でございますが、2億571万7,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の教職員住宅建設事業費、(1)の教職員住宅建設償還金及び財産処分費は、平成13年度までに建設いたしました教職員住宅の公立学校共済組合の償還金及び廃止住宅の処分に要する経費でございます。

3、教職員福利厚生事業費、(1)の教職員福利厚生事業は、教職員の人間ドックなどを行う公立学校共済組合熊本支部への助成に要する経費でございます。

下段の教育センター費でございますが、1億4,872万円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1、管理運営費、(1)の管理運営費は、教育センターの維持管理及び運営に要する経費でございます。

3、研修事業費、(1)の研修事業は、教職員を対象とした研修に要する経費でございます。

4ページをお願いいたします。

(3)の防災教育事業は、新規事業でございますが、防災教育を推進する人材を育成するための研修に要する経費でございます。

(4)、(5)の初任者研修は、県立小中学校の初任者研修に参加する職員の旅費及び代替教員の人件費でございます。

4、施設設備整備費、(1)の教育センター施設整備事業は、教育センターの本館トイレ改修に係ります設計委託に要する費用でございます。

中段の教育施設災害復旧費でございますが、1億6,321万1,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1、教育施設災害復旧費、(1)の教育センター災害復旧事業は、熊本地震により被災しました教育センター理科棟の災害復旧に要する経費でございます。

最後に、恩給及び退職年金費でございますが、1億3,024万7,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1、恩給及び退職年金費、(1)の恩給及び退職年金費は、昭和37年11月30日以前に退職した教育職員に対し恩給として、あるいはその遺族に対し扶助料として支給しているものでございます。

以上、総額11億307万2,000円を計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○國武学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料は、5ページをお願いいたします。

各事業の説明に先立ちまして、今回計上しております教職員の給与費につきまして、各課に共通する事項でございますので、一括して学校人事課のほうで御説明させていただきます。

上段の事務局費の右側説明欄をごらんください。

1、職員給与費につきまして、職員の給与について、平成29年1月1日現在の職員に係る給与費から、定年退職者等を除き、新規採用者等の見込み額を加えたもので算定し、計

上いたしております。

以下、学校人事課の教職員給与費及び社会教育課、文化課、施設課、体育保健課の職員給与費につきましても同様でございますので、当課及び各課からの詳細な説明は省略させていただきます。

それでは、学校人事課の各事業について御説明いたします。

上段の事務局費につきましては、15億8,485万9,000円を計上いたしております。

右側説明欄の1、職員給与費及び3、退職手当は、事務局職員に係る給与費等でございますが、2、事務局運営費等の(1)派遣職員関係経費(学校分)は、平成28年熊本地震に対し、他都道府県から小学校及び中学校に派遣教職員を受け入れるための宿舍借り上げ等に要する経費でございます。

次に、下段の教職員人事費につきましては、130億1,512万6,000円を計上しております。

まず、比較の欄をごらんください。

前年度と比較いたしまして、36億3,200万円余の減額となっております。これは、地方分権改革の第4次一括法に基づき、平成29年4月1日をもって、政令指定都市であります熊本市の小中学校教職員、いわゆる県費負担教職員の給与負担等が、県から熊本市に移譲されることに伴い、右側説明欄の1、退職手当を33億3,000万円余の減額、また、2、児童手当も1億7,000万円余の減額と見込んだことが大きな要因でございます。

なお、給与負担等の熊本市への権限移譲につきましては、後ほど御説明いたしますが、関連する条例の改正をあわせて提案いたしております。

次に、教職員人事費の主なものといたしましては、3、管理運営費において、(2)小・中学校非常勤講師配置事業につきましては、小学校専科教員の充実等を図るために非常勤講師を配置するものであり、(4)の県立学校

技師欠員等補充配置費は、技師の欠員や育休等の補充のための臨時職員の配置に要する経費でございます。

6ページをお願いいたします。

右側の説明欄でございますが、(6)の就学支援金交付等事業は、就学支援金の支給及び授業料の徴収に要する経費であり、(8)の教職員人材育成事業は、事務職員に対する経験年数別の研修や学校現場の実務指導など、教職員の人材育成及び資質向上を図るものでございます。

下段の教職員費では、小学校分として383億5,337万8,000円を計上しております。

また、次ページ、7ページの1段目の教職員費では、中学校分として223億3,641万円を計上しております。

小学校、中学校、いずれも教職員の給与費及び旅費を計上いたしております。

なお、前年度と比較して、小学校が203億5,100万円余、中学校が115億9,000万円余の減額となっておりますが、これも熊本市への給与負担等の移譲に伴い減額と見込んだものでございます。

2段目の教育振興費では、県立中学校3校の運営費として2,660万4,000円を計上しております。

3段目の高等学校総務費では、高等学校教職員の給与費及び学校運営費として250億7,221万2,000円を計上しております。

次に、4段目の全日制高等学校管理費では13億8,962万8,000円、5段目の定時制高等学校管理費では2,445万2,000円を計上しております。

また、次ページをお願いいたします。

8ページ上段の通信教育費では、471万8,000円を計上いたしております。

いずれも、通信制高等学校の運営費及び教職員の旅費を計上しております。

次に、下段の特別支援学校費では、特別支援学校教職員の給与費、学校運営費及び就学

奨励費として94億1,362万円を計上いたしております。

以上、総額で1,112億2,100万7,000円を計上いたしております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○河村社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

社会教育総務費でございますが、6億8,374万9,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

主な事業について御説明いたします。

2の地域・家庭教育力活性化推進事業費のうち、(1)の「親の学び」推進事業は、保護者の相談機会の充実や系統的な学習プログラムの普及啓発等に要する経費でございます。

(3)の放課後子供教室推進事業は、放課後等の子供たちに対して、学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、学習やさまざまな交流、体験活動の機会を提供する場づくりのための経費でございます。

(6)の地域と協力した学力向上プロジェクトは、さまざまな事情により学習のおくれや学習習慣が十分に身につけていないなどの状況が見受けられる小学生、中学生の学力向上を図るため、教員OBや大学生等地域の人材を活用して、放課後や土日、夏休みなどに学びの機会、地域未来塾を提供する経費でございます。

10ページをお願いいたします。

(8)の学校を核とした地域の教育力強化事業は、学校と地域の連携、協働による教育活動の体制づくりを推進するために、統括コーディネーターの配置、学校支援地域本部並びに家庭教育支援の補助及び体験活動ボランティア派遣等を実施する経費でございます。

(9)の被災地域の教育力向上プロジェクトは、新規事業でございまして、熊本地震により甚大な被害を受けた地域で、学校、家庭、

地域の連携、協働により適切な地域学校協働活動を行うことによる子供たちの心のケアなどへの効果について調査研究を実施する経費でございます。

4の社会教育諸費のうち、(3)の地域人権教育指導員設置費補助は、地域における人権教育の推進のため、地域人権教育指導員を設置する市町村に対して助成を行うものでございます。

(4)の県生涯学習推進センター運営事業は、県民カレッジや生涯学習フェスティバルの開催等、生涯学習推進センターの運営に要する経費でございます。

(5)の青少年教育施設管理運営費は、天草青年の家など県立青少年の家4施設の管理運営について、指定管理者への委託に要する経費でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

11ページ上段でございます。

社会教育施設災害復旧費でございますが、6,162万円を計上しております。

主な事業について御説明いたします。

1の社会教育施設災害復旧費のうち、(1)の青少年教育施設災害復旧事業は、昨年6月の豪雨で崩落した豊野少年自然の家ののり面等の復旧に要する経費でございます。

(2)の公立社会教育施設災害復旧指導監督事務費は、公立社会教育施設の災害復旧に係る国との連絡及び市町村に対する指導、調査、検査等に要する経費でございます。

下段をお願いいたします。

図書館費でございますが、3億5,098万8,000円を計上しております。

主な事業について御説明いたします。

2の管理運営費のうち、(1)の管理運営費は、県立図書館の施設設備の維持補修や図書の購入等、県立図書館の管理運営全般に要する経費でございます。

3の事業費のうち、(2)のくまもと文学・

歴史館の運営及び充実は、くまもと文学・歴史館における展示会の企画、広報及び実施、関連講座の開催等の事業運営に要する経費でございます。

以上、総額10億9,635万7,000円を計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平井文化課長 文化課でございます。

説明資料の12ページをお願いします。

文化費でございますが、18億7,196万4,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。主なものを御説明いたします。

2の文化振興費の(2)の美術館分館管理運営費は、県立美術館分館の管理運営を指定管理者へ委託する経費でございます。

(3)の日本遺産による文化財群魅力発信支援事業は、文化財を活用し地域活性化を図る国の日本遺産魅力発信推進事業に取り組む人吉・球磨地域や日本遺産認定を目指している菊池川流域の取り組みの支援などに要する経費でございます。

3の文化財調査費の(2)の埋蔵文化財発掘調査(受託)は、国道57号北側復旧ルートなどの国等の公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に要する経費でございます。

4の文化財保存管理費の(4)の装飾古墳館関係経費は、県立装飾古墳館の管理運営等に要する経費でございます。

13ページをお願いいたします。

(5)の鞠智城関係経費は、鞠智城跡の管理運営や特別史跡指定に向けた経費でございます。

5の平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金積立金でございますが、これは、平成29年度に文化財復旧のために寄せられる見込みの寄附金を積み立てるものでございます。

既に、今年度9月補正で8億1,293万6,000円、2月補正で18億992万1,000円を積み立て

ております。今回さらに5億円を積み立てるものでございます。

下段をお願いいたします。

美術館費でございますが、4億9,738万9,000円を計上いたしております。

右側の説明欄をごらんください。

2の(1)の管理運営費は、県立美術館本館の管理運営に要する経費でございます。

4の(1)の展覧会事業費は、県立美術館が行う企画展、共催展及び巡回展に要する経費でございます。

5の(1)の県立美術館本館改修整備事業は、良好な展示保管環境を確保するため、老朽化した施設設備の改修を行うもので、平成29年度は、収蔵庫空調電気設備、展示室の壁紙更新、屋内排水改修等の工事を行うものでございます。

6の(1)の細川コレクション永青文庫推進事業は、展覧会の開催、永青文庫所蔵の美術品や古文書等の調査研究及び修復に要する経費でございます。

続きまして、説明資料の14ページをお願いいたします。

教育施設災害復旧費でございますが、16億1,438万2,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の教育施設災害復旧費の(2)の美術館本館災害復旧費は、平成28年熊本地震により被災した美術館本館展示室の照明器具の修理及びLED化の工事及び美術品修復のために必要な経費でございます。

2の社会教育施設災害復旧費の(1)の文化財災害復旧事業は、平成28年熊本地震により被災した文化財の災害復旧をするために必要な費用でございます。

現行の補助制度による国・県指定登録文化財への補助及び平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金を活用しまして、民間所有者負担の軽減を図るものでございます。

国・県指定文化財及び未指定の歴史的建造

物を対象に、現行の補助制度適用後に残る民間所有者負担の2分の1から3分の2を補助するために必要な経費を計上いたしております。

以上、総額39億8,373万5,000円を計上しております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○西川施設課長 施設課でございます。

説明資料の15ページをお願いします。

1段目の事務局費でございますが、442万6,000円を計上しております。

これは、公立学校施設の指導監督に要する経費でございます。

3段目の全日制高等学校管理費でございますが、1億3,767万1,000円を計上しております。

これは、県立学校の維持管理に要する経費でございます。

4段目の学校建設費でございますが、22億9,059万9,000円を計上しております。

説明欄の1の(1)校舎新・増改築事業は、熊本工業高校の実習棟改築事業の設計委託料及び第1期実習棟改築工事に必要な仮設駐車場の設置などの工事費でございます。

(2)は、県立高等学校の施設改修に要する経費であり、(3)は、電子入札システム等の運営に要する経費でございます。

5段目の特別支援学校費でございますが、5億6,905万8,000円を計上しております。

説明欄の1の(1)は、特別支援学校の維持管理に要する経費であり、(2)は、特別支援学校の施設改修に要する経費でございます。

続きまして、説明資料の16ページをお願いします。

上段の教育施設災害復旧費でございますが、2億8,540万6,000円を計上しております。

説明欄の1の(1)は、公立文教施設災害復旧指導監督事務費でございますが、(2)県立

学校施設災害復旧事業は、熊本高校管理棟特別教室棟外改修工事及び第二高校管理棟外改築工事に係る工事費と、その2校の仮設校舎設置に要する経費でございます。

以上、総額32億8,736万4,000円を計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の16ページをお願いいたします。

下段の事務局費でございますが、4,073万3,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の事務局運営費等の(1)県立高等学校教育整備推進事業は、高等学校再編整備の推進等に要する経費でございます。

(2)新設高等学校等教育環境整備事業は、高等学校再編・統合に伴う諸経費や開校記念式典等に要する経費でございます。

(3)県立高校魅力創造発信事業は、高等学校再編・統合に伴う新設高校等の活性化に向けた検討組織の運営及び広報等に要する経費でございます。

17ページをお願いいたします。

教育指導費は、6億2,952万8,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の指導行政事務費の(1)通学支援事業は、高等学校再編・統合に伴う通学支援等に要する経費でございます。

(3)高等学校等通学支援事業(熊本地震対応分)は、熊本地震により通学困難となった生徒のための通学支援に要する経費でございます。

2の学校教育指導費の(1)高校生キャリアサポート事業は、高校生の就職のための求人開拓や就職相談を行うキャリアサポーターや工業高校生の県内就職支援を行う仕事コーディネーターの配置に要する経費でございます。

す。

(3)スーパーグローバルハイスクール推進事業は、グローバル人材の育成を図る国の事業を活用した先進的教育課程の開発や実践等に要する経費でございます。

(4)スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール事業は、専門的職業人の育成を図る国の事業を活用した教育課程の開発や実践等に要する経費でございます。今年度指定を受けている南稜高校に加えて、新たな学校の指定を目指しております。

(5)コミュニティ・スクール推進事業は、学校、家庭及び地域が一体となってよりよい教育を目指すコミュニティ・スクールを、平成28年度から導入を準備している県立高校2校のほかに、熊本地震の経験を踏まえ、全ての県立高校へ防災を中心としたコミュニティ・スクール導入を進めるための経費でございます。

(6)専門高校生による海外インターンシップ事業は、専門高校生が海外の企業等でのインターンシップ・企業研修等に要する経費でございます。国際的な感覚と広い視野を持って本県に定着し、地元産業界の発展に寄与する人材の育成を目指しております。

(7)くまもと未来への復興人材育成事業は、新規事業でございます。復興人材の育成に向け、専門高校生を被災地に派遣して行う実践学習に要する経費でございます。

18ページをお願いいたします。

3の児童生徒の健全育成費の(2)県立学校いじめ・不登校等対策事業は、分校を含めた県内全ての県立高校へのスクールカウンセラーの配置及び県内5拠点校へのスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費でございます。

(4)県立中・高等学校スクールカウンセラー等活用事業は、熊本地震で被災した県立学校の児童生徒の心のケア等を行うスクールカウンセラー等の配置、派遣に要する経費でござい

ざいます。

中段の中学校費の教育振興費は、173万4,000円を計上しております。

これは、右側の説明欄のとおり、県立中学校の入学者選抜に要する経費でございます。

下段の高等学校総務費は、1,214万7,000円を計上しております。

これは、右側の説明欄のとおり、県立高等学校の入学者選抜に要する経費でございます。

19ページをお願いいたします。

高等学校費の教育振興費は、14億1,923万7,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)理科教育等設備費は、県立高等学校における理科・数学教育のための設備整備に要する経費でございます。

2、3、4は、定時制、通信制の生徒に対する経費でございます。

5の(1)奨学のための給付金事業は、経済的理由で就学困難な公立高等学校の高校生に対する給付金の支給に要する経費でございます。

6の産業教育設備費の(2)実習船熊本丸代船建造事業は、平成29年度で竣工から19年目を迎える「熊本丸」の代船建造に要する経費でございます。

20ページをお願いいたします。

1段目の学校建設費は、3億6,341万7,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)県立高等学校再編・統合施設整備事業は、高等学校再編・統合に伴う施設整備に要する経費でございます。

2段目の保健体育総務費は、675万9,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の学校保健給食振興費の(1)定時制高等学校夜食費は、県立高等学校定時制課程の生徒への夜食給与に要する経費でございます。

3段目の県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、4,313万5,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)県立高等学校実習資金特会繰出金は、一般会計から県立高等学校実習資金特別会計の水産高等学校費へ繰り出すものでございます。

4段目の育英資金等貸与特別会計繰出金は、7,028万4,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)育英資金等貸与特会繰出金は、一般会計から熊本県育英資金等貸与特別会計の育英資金貸付金被災特例枠へ繰り出すものでございます。

以上、一般会計は、総額25億8,697万4,000円を計上しております。

続きまして、説明資料の21ページをお願いいたします。

特別会計について御説明いたします。

まず、熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

上段の農業高等学校費は、2億1,895万4,000円を計上しております。

これは、右側説明欄のとおり、農業関係高等学校11校の実習運営に要する経費でございます。

下段の水産高等学校費は、7,463万7,000円を計上しております。

これは、右側の説明欄のとおり、水産関係高等学校における実習船及び実習運営に要する経費でございます。

続きまして、説明資料22ページをお願いいたします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

育英資金等貸付金は、14億8,930万3,000円を計上しております。

主なものとしましては、右側説明欄のとおり、1の貸付金で、高校生等に対する奨学金

の貸与に要する経費でございます。

以上、一般会計、特別会計合わせまして、総額43億6,986万8,000円を計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂梨義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料の23ページをお願いします。

教育指導費でございますが、5億158万1,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の指導行政事務費の(1)指導行政事務費でございますが、これは、教科書選定給付・文部科学省所管事業説明会への参加及び各学校の校内研修等への指導主事派遣に要する経費でございます。

次に、2の学校教育指導費でございますが、主なものとしましては、まず、(2)学力向上対策事業でございます。

これは、教職員研修会や県学力調査の開発、実施等に要する経費でございます。

(4)道徳教育総合支援事業でございますが、これは、郷土資料「熊本の心」の活用を推進するための放送番組の作成及び熊本地震関連の副読本の作成に要する経費でございます。

(5)日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業でございますが、これは、小学5年生が水俣市へ訪問学習する際の市町村への助成でございます。

(7)熊本地震被災児童生徒就学支援事業でございますが、これは、熊本地震により被災した児童生徒に就学支援する市町村への助成でございます。

続きまして、24ページをお願いします。

3の教員研修費でございますが、主なものとしましては、(2)指導改善研修事業でございます。

これは、指導が不適切な教諭等に対する研

修に要する経費でございます。

次に、4の児童生徒の健全育成費でございますが、主なものとしましては、まず、(1)外部専門家による学校支援充実事業でございます。

これは、いじめ、不登校等の積極的予防と解消を図るためのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の配置、派遣に要する経費でございます。

(3)小・中学校スクールカウンセラー等派遣事業でございますが、これは、熊本地震により被災した児童生徒の心のケア等を行うスクールカウンセラー等の配置、派遣に要する経費でございます。

以上、総額5億158万1,000円を計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の25ページをお願いします。

まず、教育指導費でございますが、1億115万4,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

主な事業について御説明いたします。

1の指導行政事務費の(1)特別支援学校通学支援事業でございますが、これは、平成28年熊本地震により通学困難となった特別支援学校の生徒のための通学支援に要する経費でございます。

次に、2の学校教育指導費の(4)ほほえみスクールライフ支援事業でございますが、特別支援学校に在籍する児童生徒に医療的ケアを実施する医療機関との委託契約及び人工呼吸器の管理等のために看護師を派遣する事業者への補助等に要する経費でございます。

(6)発達障がい等支援事業は、発達障害等に対する理解促進や支援の充実に要する経費でございます。小学校及び高等学校の全ての教員を対象とする研修の実施や、高等学校

における特別支援教育の校内支援体制づくり及び教職員への指導、助言を行う合理的配慮協力員の配置等を予定しております。

(7)コミュニティ・スクール推進事業でございますが、一部新規事業でございますが、今回の熊本地震の経験を踏まえ、地域と一体となった災害時の支援体制の構築を図るため、特別支援学校全校へ防災型のコミュニティ・スクールを導入する経費を計上しております。

次に、26ページをお願いします。

特別支援学校費でございますが、13億2,231万9,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の施設整備費の(1)特別支援教育環境整備事業でございますが、これは特別支援学校施設の整備に要する経費でございます。

具体的には、整備計画に基づき、急増する高等部への入学希望生徒受け入れや軽度知的障害のある生徒のニーズに対応するため、仮称ですが、東部支援学校の平成31年度開校に向けて、実施設計及び工事に着手するために必要な経費でございます。

また、旧氷川高校を活用した、これも仮称ですが、県南高等支援学校の平成33年度開校に向けて、設計等に必要な経費を計上しております。

3の学校運営費の(1)県立特別支援学校管理運営費は、特別支援学校高等部分教室及び熊本かがやきの森支援学校の運営に要する経費でございます。

以上、総額14億2,347万3,000円を計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古澤人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

説明資料の27ページをお願いいたします。

まず、上段の教育指導費でございますが、622万8,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の学校教育指導費でございますが、これは、(2)の人権教育に係る教職員の指導力の向上を図るための各種人権教育研修事業と学校教育における人権教育推進に要する経費を計上しております。

次に、中段の教育振興費でございますが、2,277万2,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)高等学校等進学奨励事業でございますが、地域改善対策奨学資金は、昭和44年から始まり、貸与時に国から3分の2の補助を受けておりますので、奨学生からの返還金のうち、国庫補助相当分を国へ償還する必要があります。その償還金及び未収金回収のための非常勤職員の任用等に要する経費を計上しております。

なお、地対財特法の失効に伴う経過措置を経て、平成17年度で貸付金の支給は終了しております。

次に、下段の社会教育総務費でございますが、1,309万8,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の人権教育振興費でございますが、(1)の熊本県子ども人権フェスティバルの運営及び(2)の人権教育関係団体への事業費補助と社会教育における人権教育推進に要する経費を計上しております。

以上、総額4,209万8,000円を計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の28ページをお願いいたします。

保健体育総務費でございますが、5億379万9,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

主なものといたしまして、2の学校保健給食振興費の(1)県立学校における健康診断

は、県立学校児童生徒及び教職員の健康診断に要する経費、(2)日本スポーツ振興センター事業は、学校管理下で児童生徒に災害が発生した場合の災害共済給付に要する経費、(4)防災教育推進事業及び(5)防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業は、防災教育の推進に要する経費でございます。

説明資料の29ページをお願いいたします。

体育振興費として、3億734万8,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

主なものとしまして、1の学校体育振興費の(1)児童生徒のスポーツ環境整備事業は、小学校の運動部活の社会体育への移行等を推進する市町村に対する助成、(2)全国中学校体育大会開催運営費補助は、平成29年度に本県で開催される全国中学校体育大会(陸上競技、サッカー競技)を開催運営する実行委員会に対する助成でございます。

(3)と(4)は、新規事業でございます。

(3)平成31年度全国高等学校総合体育大会開催準備経費は、平成31年度に本県で開催される全国高等学校総合体育大会の準備委員会の設置等に要する経費、(4)九州地区学校体育研究発表大会補助事業は、大会を開催運営する実行委員会に対する助成でございます。

次に、2、社会体育振興費でございますが、(1)2020東京オリンピック選手育成事業は、2020年の東京オリンピックに出場可能性のある県内選手の遠征費などの育成・強化に対する助成でございます。

(2)から(5)は、国民体育大会と九州地区国民体育大会に要する経費と競技力向上への取り組みに対する経費でございます。

続きまして、説明資料の30ページ上段をお願いいたします。

体育施設費として、7億7,828万6,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の県営体育施設管理費の(1)から(5)は、

藤崎台県営野球場を初め、県営体育施設6施設の指定管理者への管理委託等に要する経費でございます。

2の県営体育施設整備費は、主なものとしたしまして、(1)熊本県・市町村体育施設等予約システム運営事業は、体育施設等予約システムの運用に要する経費、(2)武道関連施設調査検討事業は、武道関連施設のあり方についての調査検討に要する経費でございます。

続きまして、下段をお願いいたします。

教育施設災害復旧費として、7,662万8,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の教育施設災害復旧費の(1)公立体育施設災害復旧指導監督事務費は、公立社会教育施設の災害復旧に係る国との連絡及び市町村に対する指導、調査、検査等に要する経費でございます。

2の社会教育施設災害復旧費の(1)県営体育施設災害復旧事業は、平成28年熊本地震により被災した県営体育施設の災害復旧に要する経費でございます。

以上、総額16億6,606万1,000円を計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西川施設課長 施設課でございます。

説明資料の31ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

上段の1段目が、熊本高校管理棟特別教室棟外改修工事でございます。2段目が、第二高校管理棟外改修工事でございます。

いずれも、約15カ月程度の工期を確保する必要があるため、熊本高校管理棟特別教室棟外改修工事で1億4,291万3,000円を、また、第二高校管理棟外改修工事で7億9,894万9,000円を、それぞれ計上しております。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の31ページ下段をお願いいたします。

実習船熊本丸代船建造事業に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、実習船「熊本丸」代船建造に係る経費で、工期を15カ月程度確保するため、15億5,968万5,000円を計上しております。

次に、県立高等学校再編・統合施設整備事業に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、球磨地区新設高等学校施設整備に係る工事のうち、南稜高校の食品科学科実習棟を改築するもので、工期を17カ月程度確保するため、3億4,337万円を計上しております。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の32ページをお願いします。

仮称ですが、東部支援学校の整備事業に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、東部支援学校の整備に係る費用で、新築工事について約19カ月間程度を確保する必要があり、また、新設校とあわせて整備する盲学校及び熊本聾学校の寄宿舎等についても、解体、建設、移転の各期間をそれぞれ確保するため、34億5,498万9,000円を計上しております。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○國武学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料は、34ページをお願いいたします。

第69号議案といたしまして、熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案をいたしております。

概要につきまして、35ページをごらん願います。

1、改正の必要性としまして、平成26年6月4日に公布されました、いわゆる地方分権改革の第4次一括法、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、市町村立学校職員給与負担法等の一部改正につきまして、施行日が平成29年4月1日に定められたことに伴い、関係規定を整理するものでございます。

2、改正の主な内容についてですが、法の施行により、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定します職員には政令指定都市の教職員を含まないこととされ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第58条、政令指定都市に関する特例の規定でございますが、この規定が削除されることから、条例の第2条、市町村が処理する事務の範囲等につきまして、条文上の整理を行うものであります。

3、施行日につきましては、法の施行日に合わせまして、平成29年4月1日といたしております。

次に、説明資料の36ページをお願いいたします。

第70号議案といたしまして、熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案いたしております。

概要につきましては、ページをおめくりいただきまして、38ページをごらんください。

改正の必要性といたしまして、学校教育法が改正されまして、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が制度化されておりますが、阿蘇郡高森町において義務教育学校が設置されることなどに伴いま

して、関係条例の規定を整備するものでございます。

2、改正の主な内容といたしましては、(1)といたしまして、熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例など6条例につきまして、義務教育学校が設置されることに伴う所要の規定の整備を行うとともに、(2)といたしまして、その他規定の整備を行うものでございます。

3、施行日といたしましては、高森町において義務教育学校が設置される平成29年4月1日といたしておりますが、2の(2)に関しましては、公布の日から施行することにいたしております。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

資料の40ページをお願いいたします。

第78号議案として、権利の放棄について提案しています。

これは、育英資金貸与金債権のうち、貸与の相手方と連帯保証人の破産及び貸与の相手方の行方不明により、今後回収の見込みがない2件について、地方自治法第96条の規定により、権利の放棄の議決をお願いするものでございます。

放棄する権利は、2件の合計で、未償還元金76万9,000円、延滞利息167万1,870円でございます。

この2件については、貸与の相手方と連帯保証人のそれぞれに、文書催告、訪問催告により貸与金の回収努力を行ってまいりましたが、破産法による免責許可決定が確定したことや行方不明により消滅時効の10年が経過したことから、今後貸与金の回収の見込みがないと判断し、権利の放棄の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○淵上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたと思います。

なお、質疑を受けた課は、課名を言って座ったまま説明をしてください。

質疑はありませんか。

○城下広作委員 警察本部のほうにちょっと確認をさせていただきます。

10ページなんですけれども、熊本北合志警察署の新設について、ちょっと確認をさせていただきます。

この名称に関しては、さまざま地元から要望があっていたと記憶をしております。

当然、政令市誕生に伴って新警察署をつくるということで、熊本市民の側のほうは、北区という地域にできることから、今北署もありますけれども、北署の名前を北区のほうに北署と持ってこれないかと。また、当然、今現在の北署は、中央署というか、そういう形で大体想定をされて考えられたと思います。

また、あわせて、大津署から合志を所管するという、今回新しいところになったものですから、合志の方は、合志を所管するという名前にもこだわるといような形で、相当な要望があったというふうに記憶をしております。

そこで、警察署の名前の場合に、私の知り得る限りでは、よく地域とか地名、例えば荒尾署とか玉名署とか、私は出身が牛深市で、牛深署とか、そういうふうな、その地域名で今まであらわされてきたというふうに認識しております。

ただ、合併のときは、例えば本渡署があったのが天草署としたとか、大矢野署が上天草市になったから上天草署にしたというように経緯はあるんですけれども、今回、北と合志という名前を2つするというのは、なかなか

こういうのは今まで県警本部でもなかったんじゃないかと。

あえてこういう名前にしたという、もう一回その理由といいますか、そうしたほうがいいというような理由をもう一回確認させていただきたいと思います。とりあえず、そこをまず最初に。

○森川警務部長 警務部長でございます。

ただいまお尋ねいただきました新署の名称を熊本北合志警察署とさせていただいた理由について御説明いたしたいと思います。

まず、警察署の名称につきましては、警察法施行令という政令の第5条第1号に基準が定められておりまして、これに従って決定をする必要がございます。

基本的には、先生御指摘のとおり、管轄区域内の主要な市区町村の名称1つを用いることとされております。しかしながら、これには例外も認められております。

具体的には、管轄区域内に重要な市区町村が2つ以上あり、1つの市区町村の名称によりがたい場合など、特別の事情がある場合には、例えば郡や部落の名称を用いること、また、市区町村の名称の下に方位を加えることなど、他の方法によることも認められております。

このように、警察署の名称につきまして、政令で全国統一の基準が設けられておりますのは、全国の警察署の名称が管轄区域をわかりやすく示したものとなるようにするためであります。

新署は、御案内のとおり、熊本市北区と合志市という2つの市区町村を管轄するものでありますので、警察法施行令の規定の趣旨を踏まえまして、その管轄区域を端的にわかりやすく示すため、熊本北合志警察署という名称にさせていただいたところであります。

このような名称とすることによりまして、利用者である住民の方々の利便性も向上し、

ひいては警察の能率的な運営にも資するものではないかと考えております。

また、熊本市北区と合志市の人口の動態について見てみますと、平成24年から平成28年までの4年間で、熊本市北区の人口が1,707人減少しているのに対しまして、合志市の人口は2,055人増加しているところであります。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、合志市は、2040年には、熊本市、八代市に次いで、県内第3位の人口を有する自治体となることも予想をされております。

以上を踏まえまして、将来的には、熊本市北区と合志市の人口は近接していく可能性があると思われております。

これらにも加えまして、合志という地名の歴史も極めて古く、およそ1,300年の長きにわたって継承されてきたものでありまして、県民の皆様にも深く浸透しているものと思っております。

このため、県警察といたしましては、これらの諸事情に鑑みまして、警察法施行令に規定するところの2以上の市区町村を管轄する場合であって、1つの市区町村の名称によりがたい特別の事情がある場合に該当するものと判断し、新署の名称を熊本北合志警察署としたところであります。

○城下広作委員 丁寧な説明で、いわゆる何と申しますか、基準なしで勝手にやったということではないということはおわかりました。

ただ、今その説明を、例えば最近、特に北区側の連合会の関係の方が、非常にこの問題に関して、熱心にどうにかならないかというようなことの動きをやっておられたというのも聞いております。

しかし、時期の問題も、それはちょっと私はあるのかなど。もっと早い段階でというの

もあると思うんですけども、例えばこういう今の説明みたいな形を、いわゆる北署でやってもらいたい。

特に、熊本市側の住民の方、そういう方に説明をする機会は、今まであったのでしょうか。そういう今のような意味合いというか、そういうことを説明し、ある程度御理解していただく機会なんていうのはあったのでしょうかということをちょっと確認したいと思います。

○森川警務部長 先生もただいま御指摘いただきましたとおり、平成27年には、熊本市北区の校区自治協議会長の連名によりまして、警察本部長宛てに要望書をいただきましたし、また、27年の12月には、熊本市議会から、さらに、本年に入りまして、2月の8日に、熊本市北区校区自治協議会連合会からも、それぞれ警察本部長宛てに要望書をいただいております。

これまでに御説明する機会があったのかとのお尋ねでございますけれども、さらにさかのぼりますと、平成25年に、警察署再編計画を策定するに当たりまして、パブリックコメントを実施しております。そのような形で、熊本市北区、また、合志市、広いところからの御意見を伺って名称を検討してまいりました。

今般、この条例案を取りまとめて、熊本北合志警察署という成案を得ましてから、北区、合志市合わせまして、地域の関係の方々には御説明をする機会を設けさせていただいたところでもあります。

○城下広作委員 ぜひ、住民といいますか、いろんな思いといいますか、特に熊本市の北区内におられ、特にその周辺におられる方に関しては、やはりその思いというのが結構強いと思うんですね。ただ、いろいろと合志のほうからもそういう要望がいろいろあってい

たということと、先ほど言われたように、歴史とか、人口のある意味では推移とか、いろんなことを考えておられますので、そういうことをしっかり今後説明する機会があれば、丁寧により多くの方に話をしていって、さらに理解を深めて、最終的には、新署というのは期待が非常に高いわけでございますので、協力関係が合致できるような形で頑張りたいと思います。そのことを強くまた要望しておきたいと思います。

○淵上陽一委員長 警察本部のほうに何かありますか。

○松田三郎委員 警察本部説明資料の7ページ。交通関係、後列も含めてですね。

よく議会のほうから、この委員会もそうでございますが、あと決算委員会でも、よく毎年の信号機等々の設置については、恐らく各県内の警察署を経由して、多くの信号の設置の御要望がかなりたくさんある。予算の制約、あるいは予算だけではなくて、警察本部が考えられる交通の円滑化とか危険性とか、そういうのを含めた判断とか、いろいろなことを考慮して決めなければならない。

さらには、先ほど会計課長の御説明にも一部ありましたように、道路が新設されたり、大きい道路は、必ずまず優先してつけなければならない、そういう事情もあるという話は、いろいろな委員会等を通じてお聞きをいたしております。

そこでまず、7番の交通安全施設費というのが、約13億弱ですか、これ昨年度は、この額は大体同じか近いかというのを教えていただきたい。

○奥田交通部長 昨年度の交通安全施設費…

○松田三郎委員 違う、今年度というか、28

年度ですね。済みません。

○奥田交通部長 失礼しました。

28年度の交通安全施設整備事業費は、13億4,500万円でございます。

○松田三郎委員 ここにそれぞれ内訳がありますので、何も信号だけではなくて、道路標識でありますとか、信号も、古くなったものの更新とか改良もいろいろやらなければならないのも多いんだと思っております。

その中で、1つだけ、この当初予算の29年度に向けてといいますか、この信号機の新設というのは、今のところ大体何基分といいますか、これぐらいというのが積算がありましたら、数を教えていただきたい。

○奥田交通部長 今年度の新設の事業予定は、18基の予定でございます。

○松田三郎委員 18ですか。これは、例年からするとどうですか。大体こんなもんなんですか。

○奥田交通部長 昨年度は、23基程度でございましたので、減ということになります。

○松田三郎委員 私、冒頭言いましたように、いろいろな御事情があるかと思っております。

ただ、これは最後要望ですけれども、まず、ここに設置してほしいというのは、恐らく住民の方は、最初は、近くの警察署に、あるいは市町村を通じて、あるいは自治会とか、町内会とか、そういうところから御要望があるんだと思っております。

中には、もちろんそこから警察本部・交通部長に熱心に要望なさるところもあれば、もしかすると、これ例えば18基ですから、どうせ本部に言うたっちゃ、これだめだろうなど

いうので、一応何か書類だけ上げて、口頭で言うというところの濃淡もあるんだと思います。

ぜひ、結果的には、いろいろな制約で要望にかなわないところがあるにしても、ぜひ、部長のほうからでも、できるだけ要望は、広く丁寧に拾って、しっかり自分のほうに要望するように、それでふえ過ぎて、結果的に少なかったら、ちょっと期待を裏切ることになるかもしれませんが、途中で何か出すこと自体をちゅうちょすると住民の方がそう思われる、あるいは警察署から本部に上げるのをちゅうちょする、そういうのがなくなるような雰囲気ぜひつくっていただきたい。補正等もありましたら、できるだけ多くの信号をつけていただくというのも、あわせて要望したいと思います。

もう1ついいですか。済みません。

○淵上陽一委員長 松田委員、どうぞ。

○松田三郎委員 それと、ちょっとやっぱり免許関係、交通関係になりますが、資料4ページの1の(1)認知症等々と。

たしか報道によりますと、きのうから改正法が施行になったと。いろいろ、新聞、テレビ等でも一部解説をなさっておられましたけれども、ちょっとざっくりお聞きしたい。

免許の更新のときに、一定の年齢以上とかの方には、まずは、簡易な認知症かどうかというのを、免許センター等更新する場所で受けていただいて、かなりその可能性が高いという方には、専門家の検査を義務づけるというようなことでしたかね。

○田中交通企画課長 委員御指摘のとおり、3月12日から、道路交通法が改正されて、新たな高齢者対策の強化が図られております。

今御質問の内容によりますと、70歳以上の

方が高齢者講習を受けていただいて、75歳以上の方が免許更新のときに認知機能検査を受けていただくこととなります。

その中で、第1分類というようなことで、認知症の疑いがある方、また、第2分類として、認知機能の低下のおそれがある方、第3分類として、認知機能の低下のおそれがない方というような分け方にして現在やっております。

その中で、第1分類の方、認知症のおそれが高い方、この方については、臨時適正検査、いわゆる医師の診断を受けていただくということに今回の改正法でなっております。

○松田三郎委員 今おっしゃった第1分類は、現場でいうと、更新に行かれて、そこで簡易な何かテストみたいなものがあるわけでしょう。あなた第1分類ですと、いついつまでにお医者さんの診断書を持って、もう一回来るわけですね。どこのお医者さんでもいいわけですか。何か指定医が幾つかあるとか、病院があるとかと。

○田中交通企画課長 今公安委員会の指定で、県内に12の指定医を指定させていただいております。また、その方がかかりつけ医でその診断ができる場合、そのときは、その診断書でも適用できるというようなことでございます。

○松田三郎委員 はい、わかりました。

最終的に、その医師の診断書で、これははっきりはあれだと思えますけれども、かなり認知症が進んでいるとか、そういう診断があった場合は、これは取り消しかなんかになるわけですか。

○田中交通企画課長 はい。医師の診断書で認知症ということが確定した場合には、取り消しになります。

○山本秀久委員 さっきの関連ですけれども、信号機の問題。

これは、毎年のもので、大体年間どのくらいが普通申し込みが多いのか。そういうのは大体わかっと思うから、それに応じて大体年間このくらいは来るだろうと、通じてわかるでしょう。そういうときに、予算の獲得の仕方というのがあると思うけど、そうすると、万全に物事がスムーズにいくような場合もあるし、地域によっては、かえって信号機をつけたら邪魔になる場合があるだろう。

だから、年間を通じて大体何基、23基来たとか、ことしは17基とかというような話があるから、それに応じて予算の獲得というものをとつとけば要望に応えることができるんじゃないかなと私は感じとったものですから、それをちょっとどういう状態か。

○奥田交通部長 県内各地からの信号機設置要望は、現在のところ、100以上が要望として滞留といたしますか、たまっておりまして、要望の翌年、数年かけて要望されておられる、毎年のようにというものの中には含まれております。

その要望の100何件につきまして、それぞれ優先度合い、緊急度合いというのが差異が生じますが、当部としては、優先順位的なものを付して、年度内に可能なもの、翌年になるもの、翌々年になるものというような予算づけを大まかに策定はしております。

○山本秀久委員 その予算の獲得の仕方もあるいろいろあるんじゃないかと思うんだ。だから、そういう優先順位をつけるということは、やっぱり予算の関係があって、そういう順位をつけていくのかということ、どうですか。

○奥田交通部長 全て県単でやれるものと国

の補助を仰ぐ必要があるもののございまして、国の補助をいただきたいものにつきましても、それぞれ枠、熊本県に対する枠というようなものがございまして、一気に解消というのは困難と考えております。

○山本秀久委員 国の予算の枠があるわけだな。

○奥田交通部長 はい。補助につきましては……。

○山本秀久委員 あるわけだね。それじゃ、こっちから要望の事項も大切な仕事の一つだということですね。はい、わかりました。

それと、もういっちょ。

先ほど、松田県議が、高齢者の免許の問題、私は高齢者で受けたんですよ。私に聞くが一番早いぞと……（「聞きにくかったもので」と呼ぶ者あり）

だから、例えば行くでしょう、指定の教習所。そうすると、そこでずっと講義があるわけ。講義があつて、ぼけとるかどうかの認識のが午前中かかるんですよ。それで、ぼけてないとなれば試験になるわけです。ぼけてれば、さっき言ったように、医者診断書を持ってこいとか。私は、どういうわけかスムーズにいつてもらえたわけですよ。

だから、中にはそういうことで、いろいろ操作はしてある。絵が4つぐらいあつて、それを16枚ぐらい見せるんですよ。その間を見せといて、あと、数字を今度は100個ぐらい出して、その数字の2を消せとか3と2を消せとかといろいろあるわけですよ。それを何分間の間に消してしまわなきゃならぬ。それを見て、認知症か認知症でないかとか、それから、さっき言った絵を今度は思い出せと言ってやられたことがある。そうすると、大体16枚、4つの絵のパネルが、たしか全部で4枚ぐらいあつたかな。それを何枚か答えなけ

れば、認知症の問題があるんじゃないかな。

○淵上陽一委員長 松田委員、御理解できましたでしょうか。

○山本秀久委員 そういうことですから。私は無事に済んだけど。

○森浩二委員 7ページ、外国人による犯罪対策に要する経費かな。

県警は、何か国語ぐらいいに対応でくつとですか。これからいろいろあるでしょう。オリンピックとか、そういうの。

○杉村刑事企画課長 委員の御質問は、通訳体制の関係でよろしいでしょうか。

○森浩二委員 通訳体制。

○杉村刑事企画課長 現在の通訳体制につきましては、英語、北京語、韓国語などの15言語を117人の部内要員と、スペイン語、フィリピン語、ポルトガル語などの30言語で199人の民間の通訳要員を運用しているという状況でございます。

○森浩二委員 そしたら、熊本市内じゃなくて、人吉でも天草でも何か言語がわからぬ人がおつたら、それ行くわけですか、そっちに。

○杉村刑事企画課長 はい、そうです。

○森浩二委員 わかりました。

○淵上陽一委員長 よろしいですか。警察関係。

○大平雄一委員 7ページのOSS、これ平成30年7月から導入をされるということなん

ですが、ちょっとこのOSSについて教えていただければと思います。

○森交通規制課長 OSSといいますのは、自動車保有関係のワンストップサービスを通称OSSと呼んでいるところでございます。

今であれば、自動車を保有するために、まず、車庫証明を警察署に申請する、また、車庫証明が出れば、今度は新たに陸運支局に行ってまた申請する、また、税の関係につきましても、県税事務所に行って納めるというような、それぞれの官公署に行って申請をしているわけですが、このワンストップサービスというのは、自宅のパソコンを利用して、インターフェイスから入り込みまして、その流れが一括して、各官公署に行かなくても最後まで登録手続きができるというシステムでございます。

現在、全国では11都府県が既に導入をしております、当県としても、30年の7月をめどに導入を開始したいというふうに考えているところでございます。

○大平雄一委員 車庫証明を出して2日とか3日要するという事なんですが、これは1日で全部済んでしまうということなんですか。

○森交通規制課長 そうではございません。車庫証明の場合は、もちろん申請を受けました後に、実際にその車庫がちゃんと確保されているかどうかという現地調査が必要になってきます。現地調査の時間もございまして、それに決裁関係もございまして、極端に短縮されるということではありませんけれども、出ていったり来たりということの利便性の確保と、それとまた、今車庫証明を申請する場合、ディーラー等に依頼して申請をされている方が多いでございます。その方たちのディーラーの委託をする費用ですね。申請す

る費用が少し減額されるというような話も一部では聞いておるところでございます。そういうメリットが出てくるかと思っております。

○大平雄一委員 納税証明書を添付するとか、いろいろ名義変更するときあると思うんですけども、そういったのをネットで入力したらできるということになるということですか。

○森交通規制課長 そうでございます。

○大平雄一委員 そういった場合に、証明書はどのような形で確認を最終的にとるのかなというのはあるんですけども、車庫証明ができて、納税証明書をつけて、そして最終的に陸運支局に出すという……。

○森交通規制課長 オンラインの中で車庫証明も車庫もしっかり確認されているということであれば、警察の署長の決裁がおりたやつが、申請した本人とそれと陸運支局にとれますというのが、オンラインで回答が行くようになっております。

○大平雄一委員 通知番号かなんかがあるということになるんですかね。

○森交通規制課長 そうです。それはあります。

○大平雄一委員 ありがとうございます。

○城下広作委員 関連で。

住所変更したときも全く同じことを今やらなきゃいけないんですね。住所が変わると、車庫証明もまた場所が変わる、そして県税のほうにも行くということで、これもオンラインでできるということで認識いいんですかね。

○森交通規制課長 現在運用されていますのは、新規登録のやつだけでございます。徐々に業務内容も拡大されていくという方向にはございます。

○城下広作委員 それはぜひ、住所変更なんかも全く同じことをやりますもんね。新規と同じことをやらないかぬし、私がこれはやってきましたけれども、たいぎゃ面倒くさかったです、やっぱり3回ぐるぐる回って。

それと、車庫証明は地図を書かないかぬのですよ、必ずですね。そうすると、オンラインだったら、いわゆるオンラインのあの書式の中にパソコンで地図を書くという形になるということですかね。確認、細かいことですが。

○森交通規制課長 今承知していますのは、地図を書いていただきまして、それをスキャンして取り込まなければならないというふうに聞いています。

○城下広作委員 了解です。じゃあ、住宅地図とか何かあって、それをスキャンして、そこに張りつけるということでもいいということですね。

○森交通規制課長 そうです。

○城下広作委員 オーケーです。わかりました。

○淵上陽一委員長 警察関係ありませんか。

○岩田智子委員 5ページの被災地アドバイザーの増員が今回できてますけれども、とてもよかったと思います。この前音楽隊のコンサートに行ったときに、ひまわり隊の紹介があって、女性の相談員さんというか声かけ

隊の方がいらっしやって、ああ、いいなど。やっぱり男性ばかりじゃなくて、中に女性のそういう方々がおられたのがとてもいいなと思いましたので、その防犯のほうですね。今度増員された、4人が6人になったということでしたけれども、男女のあれはどうなのかなと思ってお聞きします。

○甲斐生活安全部長 男女は、区別はしておりません。資格要件としまして、単に警察官OBではなくて、公共の安全と秩序を維持する活動に25年以上携わって、防犯活動に関する知識を有する者としております。今回、女性警察官のOBにこの資格要件に合致する者がいなかったということだけの理由であります。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

そういう方じゃないと、なかなかこういう任務はできないと思いますけれども、何かやっぱり女性がいらっしやたらなというふうに思います。いろんなトラブルが出てきて、やっぱり同性だったらちょっと相談しやすいというような形もあると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。今後ともよろしく願いしたいと思います。

続けていいですか。

○淵上陽一委員長 はい、岩田委員。

○岩田智子委員 6ページのスクールサポーター、これは、学校に警察官のOBの方かが行かれています、あの事業ですか。

○甲斐生活安全部長 はい、そのとおりです。

○岩田智子委員 これも1人増員ということで、ありがたいなと思っています。

学校に警察官のOBの方がいらっしやると

ということで、私はとてもいい話を聞いているのですけれども、何かスクールサポーターが入っていらっしゃるところの様子で、こういう効果があるとか、そういう話があったら、ちょっと聞かせていただきたいと思うんですが。

○甲斐生活安全部長 具体的な効果ですね。活動としては、非行に走った少年の対応、また、被害に遭った少年の対応、そのほか、学校における児童生徒の安全確保のための対応ですね。

要は、先生と生徒がおり、それに父兄がおる、また、警察が関係する、そういうものに現場でうまく調整をして、場合によっては先生のかわりになって父兄と対応する、そういうのが、非常に学校としては、私から言うと変ですけども、お役に立っているのではないかなというふうに思っております。

○岩田智子委員 そんな話を私も聞いております。保護者対応とか、とても円滑にしているという話もありますが、私がちょっと――毎年というか、やっぱり時代によってというか、社会の流れで貧困問題が今すごく重要な課題となっているんですが、貧困と非行とのかかわりがやっぱりすごく出てくると思うんですよね、これから。そういうところでも、事前にやっぱり防止というか、そういう、やっぱり人間って、相談できる人がいたら、何かこう非行とかにも走らないというようなところもあるので、そういう役目にもなっていたらいいなと思って、これは要望です。

以上です。

○松田三郎委員 資料の18ページ以降のことで、ちょっと1点だけお尋ねします。

警察官の定員の増というのは、私ども県議会もたびたび国に対して意見書提出をいたし

ておりまして、まさに警察本部と県議会が、この点について一体となって進めてきた成果の一つではないかと思っております。

そこで、参考までにお伺いしますけれども、なかなかこういう内訳を見る機会はありませんでしたけれども、例えば、今回の場合は15名増、15名増というのが決まった後、例えば警察庁から、熊本県警さんは内訳はどこをどうふやしたほうがいいですかというような協議があるものなのか、もしくは、半ば一方的にというか、事後の内訳はこういうふうにしますというのが来るものなのか、今後の我々の要望していく方向性の参考のために、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○熊川警務課長 増員につきましては、今回の増員は、3カ年計画ということで、全国で3,000名程度を増員したということでございます。

それで、今回の増員の趣旨につきましては、3つの項目で増員がされておるということでございます。

1つは、DV、ストーカー、こういったものの対処を強化するというので、人身安全関連事案対策強化ということで、本県の場合は、15人中10名が増員されてきたと。

それから、今特殊詐欺も全国的な問題になっておりますけれども、この関連で2名、それから国際情勢の変化に対応するための事案対処能力強化、これはテロ対策等でございますが、これについては3名ということで、都合15人の増員が図られたというようなことでございまして、この趣旨に沿って、それぞれそれに対応する本部の各課、あるいは警察署の担当係、こういったところに増員を配置していくということでございます。

○松田三郎委員 じゃあ、そのときそのときで一応方針があつて、基本的には、ふえた分はそこに配置しなければならないということ

なんですか。

○熊川警務課長 14年以降、大量増員ということで、ずっとこの増員が行われてきたわけですが、その都度そういった趣旨で増員が図られてきたということでございます。

○淵上陽一委員長 ほかに警察関係ありませんか。なければ、教育委員会のほうの質疑に入りたいと思います。

○城下広作委員 教育長のほうから、最初、冒頭ありましたように、教員の飲酒の問題がございました。また残念なことでございます。

ちょうど季節柄、また、異動がありまして、歓送迎会、いろいろ退職とかあると思います。しっかりと、またこの時期——これもまた今年のちょうど12月という、そういう時期だったですね。しっかりとこういう——本当は、時期は関係ないんですけどね。時期はもう全然関係ないんですけども、余計にそういう機会が多くなりますので、大変、しっかりとまた徹底をして、もう絶対こういうことがないようにということでやっぱりしとかないといけないかなというふうに思いますので、それはしっかりとまた何らかの指示で徹底していただきたい。

それで、私、逆にちょっといじめとか、いろいろ学校側の先生方に対する対応のまずさとか何とか、そういう話題ばかりになるんですけども、逆に、最近余り聞かないんですけども、先生方とかが、いわゆる保護者から、モンスターペアレントという感じで、これで物すごくがっとなっていて、最近特に困っているとか、そういう案件というのは、あっているんですか。それとも、全然それはないんですか。教職員側としては、全くそういうのはないと、平穏であるというのか、それとも実際は大変多くて困っていると、こういう実

情は、最近どうなのかと。余り話題にならぬもんですから、どうなんですか。

○坂梨義務教育課長 義務教育課でございます。

いろいろ相談の中に、保護者の方々、そしてまた、学校の担任の先生、最初の段階で、やはり誤解が生じましたり、最初の対応が、保護者が思われるような、期待されるようなところまではできなかったという状況で、いろいろ学校のほうでも、組織的に管理職中心に相談等やっていたきながら、丁寧にその問題の解決に向けて取り組んでいただいているところは、私たちのほうでも相談等でお入りすけれども、具体的に数としては把握してないところでございます。

○城下広作委員 なぜ聞いたかといいますと、たまたま他県の相談をちょっと受けて、ある教員の方が、生徒を、ちょっと授業中態度が悪かったものだから、ちょっと出てこいと言って、ぱんと押したそうなんです。そして、ちょっと転んだらしいんですよ。それからの保護者の何といいますか、対応とか訴えというのは相当なものがあって、とうとうその先生は精神的にも病んでしまって、処分とか何とかは全部あって、もう謝りもしたんですけど、それが相当にずっと数年続いて、もう何かやめるといって、そこまで——強靱な精神だったんだけど、やっぱりそこまで、逆に言えばずっと追い詰められてということがあっているということは、今まさに進行形で話を聞いているものですから。

いつも教員がどうだこうだ悪いというようなことで言うけれども、逆に、過度にがんがん言われることによって、そのことによって大事な一生を台なしにするという人も一方ではあるのかなという思いがありまして、そういう現状も、ある意味ではやっぱりしっかりと把握しとかないと、それで不幸にしている

ろな形で厳しくなるとまたまずいのかなと思って、確認をしたところでございます。そういうのがあったときは、しっかりまた対応していただくような形が大事かと思えます。これは意見でございます。

○山本秀久委員 ちょっと23ページ、5番、日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業と書いてますね。この問題、どういうふうな指導をしているわけ、推進しているの。

○坂梨義務教育課長 義務教育課でございます。

平成23年度から、全ての小学5年生が、この水俣に学ぶ肥後っ子教室ということで学習をしておりますけれども、まず、事前学習ということで、直接水俣市の資料館等、また、そういった施設での語り部さん方と会う前に、自分たちがどんなふうな取り組みをしているのか、まずは、事前に学びたいこと、学習したいこと、そしていろいろお尋ねをしたいこと、調べたいこと、そういったのをきちんと整理しながら、当日の学習に臨むと。その中で、いろいろ学んだことを持ち帰りまして、事後学習という形で、自分たちが今後どのように自分自身の生活につなげていけるのか、そしてまた、水俣病を正しく理解し、そして偏見、差別のない社会づくりに自分たちがどう日々かかわっていくのか、そういった視点で学習を進めているところでございます。

以上です。

○山本秀久委員 それで、それだけの今説明したとおりであったら、どういう結果が出るの。

○坂梨義務教育課長 成果といたしまして、まず、環境保全等につきましては、それぞれ

持ち帰りました後に、地域の方々をお招きしての学習成果発表会ですとか、それから、学校内では5年生でありますけれども、これは学年だけの学習ではないと、広く学校全体として取り組むべきものだということで、そういった学びを発信する場を設けておられます。

同時に、学校環境、ISOの取り組みが、今県内全ての学校100%達しております、その中でも、環境保全に対します取り組み等をみずから子供たちが主体的に取り組むのと同時に、ことしいろいろ成果等をお聞きする中で、1つ、一歩前に進んだなと感じましたのは、やはり家庭と一緒に協力しておられると。それぞれの家庭が、定期的にやはり自分たちと子供たちと一緒に、資源の活用、それから再利用、節電や節水等にも、きちっと子供と家庭が取り組んでおられるというところの取り組みが広がってきているというところが成果として上がってきているところでございます。

以上です。

○山本秀久委員 それで、この水俣病の原因というものはどういうふうに理解させるの。原因が水俣病と書いた以上は、水俣病がどういふもので発生したかということの根源はどうなってるの。

○坂梨義務教育課長 水俣病に関しまして、これまでの水俣市におかれますいろいろな公害に関する内容につきましては、小学校の社会科の授業ですとか、公害に関する学習内容もあります。当然、授業の中で、そしてまた、そういった体験活動を通して、知識としてだけではなく、自分自身の生活の中でどうこのことを生かしていくのか、そういったところをしっかりと学校を挙げて取り組んでいるところでございます。

○山本秀久委員 一番この水俣病の大切なものは、全て胎児性という人、立場だ。胎児性を産んだ人は、両親も夢を持って産んでるわけだ。生まれた人も、まさか自分が生まれながらに水俣病の胎児性とは思ってないんだ。そういうことを今水俣のこの環境の中で忘れてしまってる。その胎児性がいかに——その親御さんと胎児性の立場というものが理解されてない。水俣病の問題が薄れてしまっている、俺から言えば、そういうことが環境の整備に特化していった状態、それは、基本がそこなんだ。

胎児性を産んだ親御さんというのは、夢を持って産んでるわけだ。希望を持って産んだ。その希望を持った子供さんが、生まれながらにして胎児性ということは、どんな運命を背負ったかと。そこをもう少し、水俣病の根源をもとをしっかりとしていかなきゃ、水俣病は解決しないよ。それだけははっきり言っとく。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 ちょうど同じページでございますが、今山本先生がおっしゃった下の6番、この英語教育等々、同じ義務教育課長になると思いますが、近々、一部学年に教科化され、また、その下の学年には外国語活動ということになると、当然、後からできた制度ですから、今小学校の英語の免許を持っている先生というのは、例外的に中学校の英語を兼ねて持ってらっしゃる方は別として、いろいろな研修、講習を受けながら対応していただくことになろうかと思いますが、当面の対応と、そして将来的には、例えば小学校に英語の免許を持った先生——まあ、中学校みたいに教えていくという、どういったことになるのかというのを、当面の話と将来的な話、採用の面でお考えをお聞かせいただきたいと

思います。

○坂梨義務教育課長 体制の面から先に義務教育課からお答えさせていただきます。

まず、教職員の研修の面、それから授業で使います教材の面、そしてまた、グローバル人材育成の中で必要な体験を通した英語体験学習等、3つに分けて説明させていただきます。

まずは、各学校で、英語教育、外国語活動が今行われていますけれども、32年全面実施に向けた英語化に向けて、やはり学校のリーダーであります教員を、中核教員研修等で、31年までの5年間、約260名、全ての小学校の数、1校に1人の割合になりますけれども、そういった方々をリーダーとして研修いただき、その方々によって各学校で英語化に向けた取り組みを進めていただくと。

また、小学校の先生方を中心に、各教育事務所管内でも英語教育に関します研修も実施しております。また、推進セミナーという形で、県内からいろいろ先生方にも御参加いただく、そういった小学校の先生方を対象といたしました英語の研修、平成28年度も560名近い先生方にそういった研修に出席いただいていると。

次に、教材ですけれども、平成32年全面実施に向け、本県では、本年度、平成28年度から「I CAN DO IT Junior」という小学校5、6年生を対象としました英語教材を全ての学校に配布しました。そしてまた、教材を映像化しましたDVDを指導者と子供がともに試聴しながら授業を展開できる内容として活用いただいているということです。

それからまた、イングリッシュキャンプという形で、県下から小学生も一堂に集まりまして、ALTの方々とともに外国のいろんな文化を知る機会という形で、いろいろ、一日ではありますけれども、県下の英語に関心を

持つ子供たちが集まりまして、そういった体験活動を交えて英語に親しみ、そして意欲を持って取り組めるような活動をしているところでもございます。

それから、今後に向けましては、来年度、平成29年度内には、国のほうで、子供たちが活用します冊子ですとか、それから授業の中で行います教職員の指導授業案、それから指導書等、それからいろいろ参考になります実践の成果等も交えました資料等を配布されるということで、準備が進められているというふうに聞いておりまして、そういった資料、冊子等を活用しながら、研修の中で、計画的に、私たちのほうでも、それぞれの先生方が不安をお持ちだと思いますし、また、負担感がないように、できるだけ丁寧に対応してまいりたいというふうに考えております。

義務教育課からは以上です。

○松田三郎委員 じゃあ、御説明いただきました最初の点については、ちょっと確認もありますけれども、32年度以降、正式に教科化された場合は、小学校の教諭で英語の免許を持っているような——大学の教育課程もそれに連動するんでしょうけれども、そういう方をつくって採用するということですかね。今は、研修とか受けていただいて対応していただくとはいえ、教科化された後は、しっかりした免許というのが、例えば小学英語というのかなんかわかりませんが、そういう方が英語を教えるということになるんですかね。

○國武学校人事課長 現状をまずちょっと御説明させていただきたいと思います。

現在、学校人事課として取り組んでおりますのは、今先生もおっしゃいましたけれども、英語の教科化を見据えて、小中学校の先生の枠の中で、中学校の英語の免許を取得している方を別枠で採っているということをし

ておりまして、今まで70名、次の4月も8名採用予定しているところでございます。

加えて、来年度やる選考考査、ですから、入られるのは平成30年度からになりますけれども、については、小中学校の教員の受講者に対しましては、英語の資格での加点制度を新たに実施することにしております。

学校人事課としての取り組みは以上でございます。

○松田三郎委員 わかりました。

もう1ついいですか。

ちょうど人事課長にお答えいただきましたが、先ほどの条例関係で34ページ以降ですかね、政令市に県費負担の分が移行する。

私、ちょっと前提でお伺いしますけれども、ちょっと勘違いもありましたが、これ見ると、26年の公布の法律によって施行は29年と。ということは、熊本だけではなくて、今まで、よその政令市を抱えた県も、政令市に関しての人件費を県費で負担していたのが、一斉に29年4月1日から、熊本だけではなく、ほかのところも同じようになるということですかね。

○國武学校人事課長 そのとおりでございます。都道府県と政令市との間の協議の結果、県費負担職員については、全オール政令指定都市が都道府県から政令市に権限を移譲するという形で、その施行日が、平成29年4月1日に——昨年8月に決まりまして、正式に今度の4月1日から教職員の給与負担が移譲されたという形になります。

○松田三郎委員 たしか負担も、国3分の1、県3分の2が、今のあれですか。

○國武学校人事課長 3分の1が、いわゆる国庫負担で、補助金でございまして、3分の2については、交付税措置化されているとい

う制度になっております。

○松田三郎委員 わかりました。

それを前提にお伺いしますけれども、これで、採用も、採用に使う問題は、市の教育委員会でいろいろあって、今多分県と一緒にあれだと聞いておりますが、人事とか給与の負担が、ほぼ原則、県の教育委員会の分と熊本市は市の教育委員会ということになったんだと思います。

しばらくは、政令市になった後も、人事の交流といいますか、市の教育委員会は、市内の市立小学校、中学校だけで異動するんでしょうけれども、原則は、ほかの市以外のところに行ったり、逆もあつたりと、そういう交流は進めますというお話を、去年かおととしか聞いた記憶がありますが、確認ですけれども、今もそういうのは何名ぐらいあるんですか。

○國武学校人事課長 学校人事課でございます。

委員御指摘のとおり、これまで、定数でありますとか配置につきましては、県がやってくるというねじれがございまして、それが今回解消されます。

委員の御指摘の人事の交流につきましては、管理職につきましては、毎年度、校長、教頭、それぞれ3名ずつ新たに交流をして、それは2年でございますけれども、交流しております。加えて、若手の交流ということで、採用後3年経過した時点で、現在は、それぞれ10名ずつを交流するというところでやっております。

○松田三郎委員 これは、29年度以降県費負担がなくなるということで、数をどうしようかと、ふやす、減らすという、そういうのは何かお考えですか。

○國武学校人事課長 実は、今申し上げた交流数につきましては、昨年度、こういう動きの中で協議した事柄でございまして、当面この数をやって、3年後にもう一度交流数については話し合おうということで進めております。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

○橋口海平副委員長 30ページなんですけど、よく最近議会などで武道館だったり野球場の件がいろいろ出るんですが、その2の(2)ですかね、武道館関連施設調査検討事業、この検討の現在の状況というものを教えていただきたいと思います。

○平田体育保健課長 昨年度、熊本県、熊本市のスポーツ施設のあり方検討会議、これを2回開催いたしまして、課題の整理や情報共有、そういったことに取り組んでまいったところでございます。

このような中、昨年4月の熊本地震により、多くの社会体育施設が被災しまして、現在、これらの施設の一日も早い復旧が最優先と考え、これに全力で取り組んでいるところでございます。

まずは、こういった施設の復旧、復興に当たりまして、来年度以降、熊本県、熊本市のスポーツ施設のあり方検討会議において、今後またあり方については検討していきたいと考えております。

○橋口海平副委員長 これはもう、じゃあ今答弁したのは、武道館も藤崎台野球場とかそういうのも含めた内容なんですか。

○平田体育保健課長 武道館につきましても、野球場についても、含めたところでございます。

○橋口海平副委員長 進んでないということだと思いますので、しっかり検討していただきたいと思います。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 資料の12ページ、文化課長にお尋ねしますが、簡単な話でございます。

2の(3)日本遺産関係の約280万ぐらい、これ見ますと、日本遺産に認定された人吉・球磨地域や認定を目指す菊池川流域、これは委員長の地元でもありますので、こっちのほうは、引き続き4月に発表予定でしょうから、頑張っていたきたいのはもちろんでございますが、この金額で、しかも、この認定を目指すほうにも支援が必要でしょうから、今予定されている当初予算の中で、人吉・球磨地域に対しての事業というのは、具体的にはこの予算の中で何を予定していただいているんでしょうか。

○平井文化課長 文化課でございます。

この(3)の文化財群魅力発信支援事業でございますけれども、これは、文化課の事業の中では、日本遺産に認定されました地域の市町村指定の文化財の修理補助事業ということで、3分の1以内、50万円を上限に4件上げさせていただいております。

これは、ハードの一部修復事業ということでございまして、ソフト事業、そのほかにつきましましては、国の10分の10の補助金で3,000万円の事業が対象地域に3年にわたって継続的に手当てをされるということになってございまして、この中で、例えば掲示板、外国語表記の整備でございますとか、また、ソフト事業、情報発信、シンポジウム、そういうものが開催されてきておるところでございます。

○松田三郎委員 はい、わかりました。

これに限らず、ほかの、例えば地方創生関

係でとか、各市町村、あるいは知事部局の中でも、日本遺産に関連した予算をしていただくということで、文化課の説明は今のわかりました。

もう1点、よろございますか。

○淵上陽一委員長 はい。

○松田三郎委員 資料38ページの条例、ちょっと私も詳しくわからないのでお聞きしますが、義務教育学校の設置に伴う条例改正ですね。これは高森という話を聞きましたが、さっきおっしゃった小中一貫になるわけですね、これは。これのメリット、あるいは高森の場合、ほかには小学校はあるんですか。その場合、どこか1つと中学校が一貫になるわけ。その場合、そのほかの小学校は一貫になつたらぬわけですね。その点、制度の中身を含めて、ちょっとお聞かせいただければ。

○國武学校人事課長 学校人事課でございます。

今回、高森町において4月1日で設置されます義務教育学校は、現在の高森東小学校と高森東中学校、この小学校1校、中学校1校を新たに高森東学園義務教育学校にするというふうに聞いておるところでございます。

ほかにも小中学校ございまして、その学校については、小中一貫校ということでありますけれども、従来どおり小学校、中学校、別の小中一貫校というやり方で進めていかれるというふうに聞いております。

今回高森町において取り組まれておりますのは、現状として、小学校のほうも約30名、中学校のほうも約10名というような非常に小規模校でございまして、そういう中で、少し規模が大きくなるという、そういう意味合いがございまして、9年間の教育課程を小中学校を一緒にすることで柔軟な学校の区割り

が可能になりますし、あと、例えば英語の教科について取り組んでおられますけれども、5年生6年生から教科担任をやるとか、そういうことを今検討されているということで、済みません、現状が最終的にどうなったかまでちょっと確認しておりませんが、そういうことを念頭に置いて、今回高森東学園義務教育学校を設置するということが聞いております。

○松田三郎委員 ということは、今説明がありました、ほかの既にある小中一貫よりもさらにフレキシブルにといいますか、その中で対応ができるということが大きなメリットなんではないでしょうか。

例えば、30名と10名という非常に少ない人数というの大きい原因だったかもしれませんが、これをモデルに、じゃあ、例えば幾つかの市町村でそういうのを今後計画なさっている、そういう相談があっている、ぱっと広がるという話じゃないんでしょう。

○國武学校人事課長 この高森町自体、非常に小規模な義務教育学校ですけれども、県内では、大きな学校、大規模なところで、また小中学校を一緒にした義務教育学校をしたいというような御相談も既に得ているところでございますが、今委員御指摘のとおり、これは急速に広がるとかというような状況ではございません。

○松田三郎委員 わかりました。

最後に、そういう御希望があるところは、手続上は何か県の教育委員会といろいろ協議しなければいけないとか、こういうことしなきゃいけないというのが幾つかあるんですか。

○國武学校人事課長 設置するというのは、あくまでも市町村立でございますので、市町

村教育委員会のほうで、そういうふうに判断していただければ、あとは、それを受けて、それぞれ教職員の配置とかは、基本、小学校と中学校を足した数でございますので、そういう中で、校長、副校長、それから教頭を2人置くことになりますので、どうするかというのは、個別の相談をしますけれども、決定権はあくまでも市町村立でございますので、市町村のほうにございます。

○松田三郎委員 結構です。ありがとうございます。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第33号、第37号、第41号、第69号から第74号まで及び第78号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第33号外9件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認めます。よって、議案第33号外9件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」「お願いします」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

私のほうから1点、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました平成28年

度教育警察常任委員会における取り組みの成果について、お手元に配付のとおり案を作成しましたので、御説明します。

この常任委員会における取り組みの成果は、今年度の当委員会の中で、委員から提起された要望、提案等の中から取り組みが進んだ主な項目を取り上げ、3月末までに県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、副委員長及び執行部とで協議し、当委員会としては7項目の取り組みを挙げた案を作成いたしました。

ここに挙げた項目は、いずれも、委員から提起された要望、提案等により取り組みが進んだ、あるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調査検討等を行ってまいります。これらの項目を特に具体的な取り組みが進んでいるとして取り上げました。

それでは、この案につきまして何か御意見はございませんでしょうか。

なければ、この案でホームページへ掲載したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、文言の整理、修正があった場合は、委員長一任ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

ほかに、その他で何かございませんか。

○松田三郎委員 これ多分高校教育課になるかと思いますが、例えば農業系の学校とか商業系の学校、普通科もそうかもしれませんが、例えば文化祭とかあるいは何か授業の中でできたものを販売をするケースがあるかと思えます。もちろん、普通よりある程度低

廉に、低価に安く売られるんだと思いますが、経費を除いて、そういう場合、バザーとかでも、ある程度利益が出たと、私のちょっと勘違いかもしれませんが、聞いた話が不正確かもしれませんが、その場合、できれば、例えば学校のことにいろいろ使いたいけれども、一旦この教育委員会の財布に入るということで、それが事実かどうかちょっと確認しますけれども、幾ら頑張っても教育委員会に持っていかれてちょっとモチベーションが上がらぬという話を聞いたことがあります。まず、事実関係として、制度どうなんでしょうか。

○牛田高校教育課長 学校で実習で販売等を行います、主に農業と水産関係につきましては、実習特会という、きょうの予算にも上げておりますけれども、そこがございまして、その中で、各学校が予算をつくりまして販売し、そこで得た利益等は、また次の活動の実習費等としてということで、実習特会の中で各学校の予算として細かくは動きますので、教育委員会が全体で吸い上げているというようなことではございません。

○松田三郎委員 特会は、じゃあ一つというよりも、特会の中に、何々農業高校、何々農業高校幾らというのがあるというイメージでいいんですか。

○牛田高校教育課長 それぞれ実習特会の中に各学校ごとに予算を組みまして、例えば次年度はこういった——ある学校は、今度は乗用の芝刈り機を買うとか、そういったものも特会の中です。そのことが、また子供たちの経営感覚にもつながるということで、そのようなシステムにしておるところでございます。

○松田三郎委員 それは済みません。えらい

失礼なことを言いました。

じゃあ、それに入っとらぬ、例えば商業系の学校なんかは特会にはないわけですか。

○牛田高校教育課長 額が大きい農業、水産は、そのように特会でしていただけますけれども、それ以外は、非常にもう本当に小さい額でございますので、それぞれの学校で、実際必要な経費等に充てて、普通高校なんかでも、そういった文化祭なんかでバザーをしたりしますが、そういったほぼ帳尻が合うような形になっております。それでも余剰金が出た場合は、例えば寄附をしたり、そういったことなんかにも使っている学校もあるというふうに聞いております。

○松田三郎委員 寄附てどこかにですか。

○牛田高校教育課長 例えば、慈善団体等に寄附をされたりとか、そういったのが文化祭なんかでクラスごとにバザーなんかをして売り上げがあったりしますので、そういったときには、そのような使い方をしているというふうなこともございます。

○松田三郎委員 はい、わかりました。

○森浩二委員 4月の定期異動は、大体もう決まってると思うんですが、熊本から阿蘇方面に通う先生が何か非常に苦勞しているという話を聞くわけですよ。さっきのこれ読んでたら、取り組みの成果ですか、メンタルヘルスの調査して支援策を検討するとあつとですけれども、その辺は考慮して今度の人事異動は考えてあつとですかね。

○國武学校人事課長 学校人事課長でございます。

毎年度、人事異動に当たりましては、異動方針というものを教育委員会において定め

て、それを具体化するという事で異動方針をやっております。

文言上、平成28年熊本地震への配慮という文言は入れておりませんが、教育委員会の場合でも議論をいたしまして、その分については配慮をするということで、具体の異動としては、異動距離あたり、それから時間等も考慮した形での異動を行うところでございます。

以上でございます。

○森浩二委員 はい、わかりました。

○瀨上陽一委員長 ほかにありませんか。

なければ、1点だけ、私のほうから要望させていただければというふうに思っております。

きょう、最初の御挨拶、教育長の話がありました。処罰があったということでありまして、2点目は体罰事案がありましたけれども、昔から愛のむちというのがあるわけですが、体罰と愛のむちは、どこに境界があるかわかりませんし、ないのかもしれないし、一体全ていかぬのかなというのはあるんですけども、できれば、本来であれば、学校の問題は学校の中で解決できることが一番であろうというふうに思っております。

しかしながら、先ほど城下委員のほうからのお話があったように、いろんな保護者の人たちも出て、また、そういうことがあって、警察のほうからも、スクールサポーターとか、また、学校の中で、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーを雇いながらしっかりやられているというふうに思いますけれども、まずは、やはりいろんな思いを持って、やっぱり自分は学校の先生になりたいんだということで、きょう、先ほどお話がありましたが、組織を挙げて教職員の綱紀の保持をし、こんな大きな話じゃなくて、もう少しやっぱり学校で、やはり校長先生たちはしっかりとリーダーシップを持って、まずは学校の

中で精いっぱい——あれだけの数の先生たちがいらっしゃるんですから、しっかり学校の中で検討しながら問題解決に向かっていただきたいというふうに思いますし、それでだめだったら、またいろんなところというふうに思いますけれども、先生方は、何かあれもできないこれもできないと萎縮してしまうような、私は、そんな学校にはなってほしくないなというふうに思っております。その分は、しっかり先生方に、余りがちがちにせず、やっぱりいろんなことが会話できるような学校づくりに今後とも取り組んでいただければというふうに思っております、私からの要望にさせていただければというふうに思います。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

午後0時32分閉会

本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、橋口副委員長を初め各委員の御協力をいただきながら、委員会の活動を進めてまいりましたが、各委員におかれましては、県政の抱える重要な諸問題につきまして、終始熱心な御審議を賜り、まことにありがとうございました。

また、宮尾教育長、後藤警察本部長を初め、執行部の皆様におかれましては、常に丁寧な説明と答弁をいただき、心から厚く御礼を申し上げます。

また、この3月をもって勇退される方におかれましては、長い間県政に携わっていただき、まことに御苦労さまでございました。

今後とも、県政発展のために、変わらぬお力添えをいただきますよう、よろしく願いいたします。

最後になりましたが、委員各位並びに執行

部の皆様の今後ますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

本当にお世話になりました、ありがとうございます。（拍手）

○橋口海平副委員長 この1年間、淵上委員長のもとで委員会運営に努めてまいりましたが、委員各位には、御指導、御鞭撻いただき、大変ありがとうございました。また、執行部におかれましては、真摯に対応いただきまして、本当にありがとうございます。

本県は、まだまだ復興の途中でございますが、これからますます皆様とともに協働しながら、本県がさらに発展していけるよう心から祈念申し上げます、簡単ではございますが、御礼の御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

○淵上陽一委員長 これで委員会を終了します。

お疲れさまです。

午後0時33分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長